

## 平成 30 年度 第 1 回 横浜市立大学附属 2 病院監査委員会 監査結果報告書

横浜市立大学附属 2 病院監査委員会規程第 2 条第 1 項に基づき、監査を実施したため、監査結果を以下のとおり報告する。

### 1 監査の方法

横浜市立大学附属 2 病院監査委員会規程第 2 条第 1 項に基づき、横浜市立大学附属病院及び附属市民総合医療センターにおける医療に係る安全管理の業務状況について、院内関係者からの説明の聴取及び資料の閲覧等の方法によって報告を求めることにより、監査を実施した。

- (1) 日時 平成 30 年 8 月 30 日 (木) 9 時 30 分～12 時 00 分
- (2) 場所 横浜市立大学附属市民総合医療センター 本館 6 階会議室
- (3) 委員 相馬孝博 (委員長/千葉大学医学部附属病院)、水地啓子 (森法律事務所)、足立雅子 (病院ボランティア会ランパス)、益田宗孝 (医学部長)、田中靖 (法人事務局副局長)  
欠席者 なし

### 2 監査内容

- (1) 前回指摘事項に対する対応状況について
- (2) 医療に係る安全管理の業務状況について
- (3) 医療を受ける立場の方の視点に基づく監査について
- (4) 医療事故の公表判定について (平成 29 年 4 月～平成 30 年 3 月)

### 3 監査結果

- (1) 前回指摘事項に対する対応状況について

- ①特定機能病院の承認要件変更について

<附属病院>

医療の質向上センターの中で、対応が進んでいることを確認した。また、高難度新規医療技術評価部および未承認新規医薬品等評価部部員を医療安全管理室長が兼務し評価に参加していることについて確認した。

- ②職員研修の受講管理の方法の継続的な検討と、専門医制度で求められる研修との整合性

<附属病院>

病院情報システム ID による、受講管理の効率化を図っていることを確認した。また、一部研修を日本専門医機構認定共通講習として開催予定であることを確認した。

③高難度新規医療技術と未承認新規医薬品等の取組について

<附属病院>

禁忌・適応外使用事例について、臨床倫理委員会で審査を行う体制であることを確認した。また、院内の委員会で審議していない案件がある場合には薬剤部から臨床倫理委員会に改めて申請する体制であることを確認した。

④医療安全管理部門の体制比較について

<附属病院>

各公立大学附属病院の状況を調査し、調査結果を元に体制を検討していくことを確認した。

(2) 医療に係る安全管理の業務状況について

●医療安全管理に関する取組報告（平成30年1月～6月）

医療安全管理に関する取組について、2病院の安全管理指導者から報告を受けた。

<附属病院>

安全管理対策委員会議事録、ピアレビュー実施報告書、医療安全ニュース等の資料に基づき説明された。

<センター病院>

安全管理対策委員会議事録、医療安全に関する研修の説明資料等に基づき説明された。

●附属2病院における画像診断結果情報の共有不足対策に関する報告

附属2病院における画像診断結果情報の共有不足事例について、再発防止策を含めた提言(案)の内容について報告を受け、確認した。

(3) 医療を受ける立場の方の視点に基づく監査について

病院ボランティアの立場からセンター病院の外来部門をラウンドした結果について報告された。患者満足度調査には表れない部分も踏まえ、患者の立場からの要望に対応する改善を進めていくことを確認した。

(4) 医療事故の公表判定について（平成29年4月～平成30年3月）

附属2病院共通の公表基準に則って判断した平成29年度1年間分の公表案件について確認し、不適切な手続きが行われた事案はないことも併せて確認した。

この資料によって何を発信したいのかということが分かるよう、資料に工夫を加えること、2病院で様式を統一することを指示した。

#### 4 指摘事項・要望事項

医療安全管理部門の体制については、2病院と法人とで調整を行い、その検討結果等を次回監査委員会で報告を求めることとした。

監査委員会の決定はそれぞれの病院内にフィードバックし、安全管理に関する委員会で情報共有・議論を行うべきであるが、それが行われていないのであれば必ず実行すること。またその検討結果を病院全体や大学の経営会議等に伝えられるシステムの構築の検討を求めることとした。

監査委員会は、医療安全管理責任者、医療安全管理部門等の業務の状況について「管理者等から報告を求め…」と医療法施行規則で定められているが、管理者である病院長はこれまで委員会に出席していない。本来であれば病院長も出席し、病院としての姿勢を示すことは重要であるため、次回以降の監査委員会には、開催会場となる病院の病院長に出席を要請することとした。

#### 5 総括

医療法施行規則第9条の23に準じ、監査委員会として附属2病院の業務状況を検証した。

附属2病院において概ね適切な安全管理がなされていることを確認した。

平成31年1月24日

横浜市立大学附属2病院監査委員会

委員長 相馬 孝博